

雇用保険給付と年金との調整

退職共済年金と失業給付は同時に受け取れませんのでご注意ください。

退職共済年金の受給権者が、雇用保険法の失業給付（基本手当等）を受給する場合は、職域年金相当部分を除き退職共済年金は支給停止となります。求職の申込みについては十分検討する必要があります。



1 調整の対象となる年金

65歳に達するまで支給される「特例による退職共済年金」が調整の対象となります。

65歳から支給される「本来支給の退職共済年金」は対象となりません。

2 失業給付との調整

公務員を退職後に雇用保険に加入している事業所（民間の会社など）に再就職した場合で、一定期間勤めた後に退職すると失業給付を受ける資格を得ることができます。

(1) 調整される年金額

退職共済年金の受給権者が民間会社等を退職して失業給付を受給すると、退職共済年金は職域年金相当部分を除き全額が支給停止となります。

(2) 調整方法

失業の認定を受けるために、ハローワークに求職の申込みを行った月の翌月からその申込みによる失業給付の基本手当等の受給期間（または、所定給付日数）が満了した月までの間、支給停止されます。

▼ 求職の申込み					▼ 基本手当等受給期間満了	
失業給付		基本手当等	基本手当等	基本手当等	→	基本手当等
退職共済年金	支給	停止	停止	停止	→	停止
	1月	2月	3月	4月		9月
		退職共済年金支給停止期間				10月

失業給付（基本手当等）受給期間、または、所定給付日数が満了した時点で、支給停止解除月数を計算し、遡って年金を支給することとなります。

3 届出について

失業給付を受給したとき… 「雇用保険法による給付との調整事由該当届出書」を提出

失業給付が終了したとき… 「雇用保険法による給付との調整事由非該当届出書」を提出

（それぞれの届には「雇用保険受給資格者証」の写しを添付してください。）

4 雇用保険法による失業給付のあらまし

(1) 受給要件 ①ハローワークに来所し求職の申込みを行い、就職しようとする積極的な意思があり、いつでも就職できる能力があるにもかかわらず、本人やハローワークの努力によっても職業に就くことができない「失業の状態」にあること。

②離職の日以前2年間に、賃金支払の基礎となった日数が11日以上ある雇用保険に加入していた月が通算して12ヵ月以上あること。

(2) 給付日数 退職時の年齢や離職理由、雇用保険の被保険者期間等に応じて定められた日数（次表）を限度として支給されます。（金額は、加入時の賃金日額等によって異なります。）定年や自分の意思で離職した場合と倒産、解雇等により離職した場合では、所定給付日数が異なります。

被保険者期間 離職時の年齢	被保険者期間		
	10年未満	10年以上 20年未満	20年以上
65歳未満	90日	120日	150日